

令和8年度滋賀県産業支援プラザ省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、CO₂ネットゼロ社会づくりの推進、中小企業者等の振興と経営の安定、災害時における代替エネルギーの確保等のため、令和8年度滋賀県省エネ・再エネ等推進加速化事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けて、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）が実施する令和8年度滋賀県産業支援プラザ省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定めるものである。

2 補助金の交付については、令和8年度滋賀県省エネ・再エネ等推進加速化事業補助金交付要綱（以下「滋賀県要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等その他法人格を有する民間事業者のうち、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者

イ 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している事業者

ウ 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の2分の1以上を占めている事業者

なお、大企業とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者以外の企業であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

(ア) 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

(イ) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関と基本約定書を締結したもの

(ウ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(2) ファイナンスリース

「リース期間中に契約を解除できないこと」および「借手が、当該資産に係る費用を全て負担する義務を負うこと」という2つの条件を満たすリース契約のことをいう。

(3) オンサイトPPA

太陽光発電設備等の所有者である事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備から発電された電力を当該需要家に供給する契約のことをいう。

(4) 需要家

その施設等に補助対象者が太陽光発電設備等を補助対象者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を供給される契約を結んだものをいう。

(5) 指定避難所等

災害対策基本法の規定に基づき、市町から指定避難所または福祉避難所に指定された施設のことをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、省エネ設備、太陽光発電設備・蓄電池およびその他再エネ等設備を県内の事業所等に導入する事業とし、補助対象経費、補助金の額、補助対象設備および補助要件等は、別表1から別表3補足に定めるとおりとする。

2 補助対象経費は、別表1に掲げる経費のうち、必要かつ相当と認める経費とする。

3 補助対象設備ごとに補助対象経費の総額が30万円を下回る事業については、補助の対象としない。

4. 補助対象事業の開始は工事の発注日とし、完了は工事代金の精算完了日とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助対象事業を実施する者で、次のいずれにも該当する者であって、対象設備ごとに別表4の要件を満たすものとする。

(1) 県税に滞納がない事業者および事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを完了している事業者

(2) 事業者またはその役員等（事業者が法人の場合にあっては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあっては営業所等の代表者をいう。）が、次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を希望する者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類、交付チェックシートおよび事業活動の内容を記した書類（会社案内パンフレット等）を添えて、12月10日までに支援プラザに提出しなければならない。ただし、ファイナンスリースまたはオンサイトPPAにより太陽光設備の導入を行おうとする者は、補助金交付申請書（様式第1-2号）と別表7に記載のある書類を提出することとする。

- (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
 - (4) その他計画内容の大幅な変更
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を支援プラザに提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、支援プラザが必要と認めたときには、事業遂行状況報告書（様式第5号）を別に定める期日までに支援プラザに提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業が完了したとき（事業の中止または廃止の承認を受けた場合を含む。）は、原則、事業を完了した日から起算して30日を経過した日または補助金の交付の決定があった年度の2月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（兼 交付請求書）（様式第6号）に次に掲げる書類、実績報告書チェックシートを添えて支援プラザに提出しなければならない。ただし、ファイナンスリースまたはオンサイトPPAにより太陽光発電設備の導入を行おうとする者は、事業実績報告書（兼 交付請求書）（様式第6-2号）と別表8に記載のある書類を提出することとする。

- (1) 事業報告書（様式第6号別紙1）
- (2) 工事証明書（様式第6号別紙2）
- (3) 支出証拠書類の写し
- (4) 事業実施の状況がわかる写真
- (5) 事業報告書に定める書類
- (6) 取得財産等管理台帳（様式第9号）
- (7) CO₂ネットゼロに向けた行動報告書（様式第6号別紙3）
- (8) その他支援プラザが必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 支援プラザは、前条第1項の規定により報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、報告書の提出があった日から30日以内に額の確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に対して通知を行うものとする。

（交付請求書）

第11条 交付請求書については、第10条の額の確定があった場合、第9条に規定する事業実績報告書（兼 交付請求書）をもって提出があったものとする。

(補助金の交付)

第12条

支援プラザは、第9条の規定による事業実績報告書(兼交付請求書)(様式第6号)または事業実績報告書(兼交付請求書)(様式第6-2号)の提出があったときは、確定通知後すみやかに補助金を支払うものとする。

2 当該年度の補助対象事業者1者に対し、1回限り交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 支援プラザは、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第6条の規定による交付の決定(第7条第1項の規定による変更の承認を含む。)の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) この要領および規則に違反したことにより支援プラザの指示を受け、この指示に従わないとき
- (2) 補助事業の内容がこの要領の規定を満たさない事実が明らかになったとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為があったとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金の収入および支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を、当該補助事業における処分制限期間が満了するまで保存しなければならない。

(検査等)

第15条 支援プラザは、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、または検査することができる。

(事業効果の報告)

第16条 補助事業者は、事業の実施によるエネルギー使用の削減量等事業効果を把握し、事業完了の翌々年度の6月30日までに事業効果報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、支援プラザへ提出するものとする。ただしファイナンスリースまたはオンサイトPPAにより太陽光発電設備の導入を行おうとする者は、事業効果報告書(様式第8-2号)を提出する。

- (1) 効果報告時エネルギー換算表(省エネのみ)
- (2) 1年間のエネルギー使用量、発電量、自家消費量を示した証拠書類
- (3) その他支援プラザが必要と認める書類

2 支援プラザは、事業の効果を把握しようとするとき、前項の規定によらず補助事業者に対し報告を求めることができる。

3 効果の結果が補助基準を満足できなかった場合や、予定の効果を著しく下回った場合は、

補助事業者はその要因を報告しなければならない。

4 効果報告内容により、支援プラザは補助金の交付決定を取り消し、返還させることがある。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、取得財産等について、管理台帳（様式第9号）を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数（以下「耐用年数」という）に相当する期間において、補助事業に係る取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第12号）を支援プラザに提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

3 支援プラザは、前項ただし書の規定による承認をする場合は、滋賀県要綱第19条第2項に基づき、知事の承認を受けるものとする。

4 支援プラザは、前項の承認申請について、知事から適正とする通知を受けた場合、補助事業者から財産処分承認申請書を受けた日から60日以内に、支援プラザ補助事業者に対して、通知するものとする。

5 支援プラザは、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の補助率に準じた金額を支援プラザに納付させることができる。

6 支援プラザは、前項の規定により補助事業者から納付を受けた時には、知事からの納付通知に基づき、知事に納付するものとする。

(データ等の提供)

第19条 支援プラザは、第1条第1項の規定による目的に必要な範囲において、補助事業者に対し、省エネ・再エネ等設備の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

2 補助事業者は、支援プラザが前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補助事業の公表)

第20条 支援プラザは、補助事業内容や効果等を公表することができる。

(雑則)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は支援プラザが別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度分の事業から適用する。

別表1 補助対象経費（第3条関係）

| 区 分 | 内 容 | 備 考 |
|---|-----------------------------------|---|
| 本工事費 | 補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋は補助対象外とする。（ただし、小水力発電の場合を除く。） ・ 既存構築物および設備の撤去費は補助対象外とする。（ただし、対象設備の導入に直接必要な経費を除く。） ・ 土地造成、整地および地盤改良工事に準じる基礎工事は補助対象外とする。（ただし、機械基礎に係る必要不可欠な工事は対象） |
| 付帯工事費 | 本工事に付随する必要最小限度の範囲内の工事に要する経費 | |
| 設備費 | 補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の取得および賃借料（リース代）は補助対象外とする。 |
| <p>※消費税および地方消費税は対象外とする。</p> <p>※国もしくは市町またはそれらの関連団体から補助金の交付を受けるまたは受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除く。</p> | | |

別表2 補助金の額（第3条関係）

| 項 目 | 内 容 |
|------|--|
| 補助金額 | <p>1、省エネ設備 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額と別表5に定める補助限度額のいずれか小さい額とする。（千円未満切り捨て）</p> <p>2、太陽光発電設備等およびその他再エネ等設備 補助対象経費に3分の1（指定避難所等は2分の1）を乗じて得た額と別表5に定める設備ごとの補助限度額のいずれか小さい額とする。（千円未満切り捨て）</p> |

別表3 補助対象設備および補助要件（第3条関係）

| 補助対象設備 | | 補助要件 | | | |
|------------|---|---|--|--|--|
| 省エネ設備 | 過去に省エネ診断の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による省エネ診断において助言、提案を受けた省エネにつながる設備 | (1) 補助対象事業により次のいずれかの要件を満たすこと ア 対象事業所全体の前年度エネルギー使用量に比べて5%以上の削減が見込まれること イ 対象事業所全体で100G J以上のエネルギー使用量の削減が見込まれること (2) 照明設備を更新する場合は、滋賀県が運営管理するJ-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（LED照明）」に入会すること | 次のいずれかに該当するものを除く (1) 生産設備および事務用機器 | | |
| 太陽光発電設備等 | 太陽光発電+蓄電池 | (1) 発電出力5kW以上であること (2) 自立運転機能を有していること（既設太陽光発電設備において、パワーコンディショナーに自立出力機能がない場合に、自立出力付きのパワーコンディショナーに更新し、蓄電池を導入する場合も対象とする。） (3) 蓄電池を導入する場合は総蓄電容量3kWh以上かつ発電出力の同等以下であること (4) PPAまたはファイナンスリースにより事業を実施する場合、需要家とPPA事業者またはリース事業者との契約で、補助金相当額がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること | (1) 補助金の交付を受けた発電設備で発電した電力は自家消費すること。余剰電力の売電は差し支えないが、1事業所あたり、年間3,600kWh以上かつ、発電量の50%以上の電力を自家消費すること | | |
| | 太陽光発電 | | | | |
| その他再生エネ等設備 | 備 其他発電設備 | 風力発電 | (1) 発電出力1kW以上であること | | |
| | | 小水力発電 | (1) 発電出力1kW以上1,000kW以下であること | | |
| | | バイオマス発電 | (1) バイオマス依存率60%以上であること (2) バイオマスの調達見通しが長期間あること (3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと | | |
| | 熱利用設備 | 太陽熱利用 | (1) 集熱器総面積5㎡以上であること (2) JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有する設備であること | | |
| | | バイオマス熱利用 | (1) バイオマス依存率60%以上であること (2) バイオマスの調達見通しが長期間あること (3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと (4) 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し熱利用に利用するものでないこと (5) 年間温熱生産量（GJ/年）が100GJ以上であること | | |
| | | 地中熱利用 | (1) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること (2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること | | |
| | | 下水熱利用 | (1) 下水道施設から熱交換機を用いて下水熱を利用する設備であること (2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること | | |
| | | その他熱利用 | (1) 個別の事業計画による判断とする | | |
| | 燃料製造設備 | バイオマス燃料製造 | (1) バイオマスの調達見通しが長期間あること (2) 薪、木炭の製造設備ではないこと (3) 製造された燃料を他社に供給（販売）する計画の場合は、その供給先との共同申請であること。ただし、製造された燃料の過半を自家消費する場合は、単独申請で可とする。 | | |
| | エネルギー利用設備 | ガスコージェネレーション | (1) 発電出力5kW以上であること | | |
| | | 燃料電池 | | | |
| | | 蓄電池単体 | (1) 発電設備（太陽光発電を除く。）と同時設置または既設発電設備に接続する場合に限ること (2) 総蓄電容量は3kWh以上かつ発電設備の発電出力の同等以下であること (3) 発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電池（車載用を含む。）に充電するとともに、充電した電力をその施設で消費することが可能であることが必要です。 | | |
| | | 次世代自動車+V2H | (1) 次世代自動車は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車であること (2) V2Hは次世代自動車からの電力を分電盤を通じて施設用電力として利用できるシステムであること | | |
| V2H単体 | | (1) 太陽光発電設備を備えているまたは新たに設置すること (2) 太陽光発電システムと常時接続し、次世代自動車の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、事業所の電力として使用するために必要な機能を有するものであること | | | |

別表 3 (補足)

| 共通要件 (次のいずれの条件を満たすこと) |
|--|
| <p>(1) 当年度内に補助金の交付を受けることができる設備は、1事業所あたり補助対象設備のいずれか1つとする。ただし、以下補助対象設備の組み合わせはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①省エネ設備 / 太陽光発電設備 ②省エネ設備 / 太陽光発電設備+蓄電池 ③V2H 単体 / 太陽光発電設備 ④V2H 単体 / 太陽光発電設備+蓄電池 |
| <p>(2) 補助対象設備の発注(契約)先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。</p> <p>ただし、以下の場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ファイナンスリースまたはオンサイト PPA により設備を導入する場合 ②県内に発注または施工できる事業者がない場合 |
| <p>(3) 滋賀県の他の補助金を受けたことがある、または受けようとする設備でないこと。</p> |
| <p>(4) 過去に以下補助金の交付を受けて導入した設備であって、耐用年数を経過しない設備の更新は対象外とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ①滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金 ②滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金 ③滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金 ④滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金 ⑤滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金 ⑥滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金 ⑦滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金 ⑧省エネ・再エネ等設備導入加速化事業補助金 |

別表4 補助対象者（第4条関係）

| 対象設備 | 補助対象者 |
|-----------|---|
| 省エネ設備 | <p>次のいずれにも該当する者。</p> <p>(1) 滋賀県内に事業所等を有する中小企業者等</p> <p>(2) 補助対象事業を実施しようとする事業所等について、過去に省エネ診断の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による事業所全体の省エネ診断を受けた者</p> <p>(3) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例（令和4年3月25日条例第7号。以下、「条例」という。）第25条で定める事業者行動計画の提出を要しない者</p> <p>(4) 過去に省エネ設備を対象とした滋賀県の補助金（滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県民間事業者ピーク対策・省エネ設備導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ・ピーク対策設備導入加速化事業補助金、滋賀県省エネ設備導入加速化事業補助金または省エネ・再エネ等設備導入加速化事業補助金）の交付を受けた事業者にあつては、交付を受けた年度の翌年度から起算して3年を経過した者</p> |
| 太陽光発電設備等 | <p>補助対象事業を実施しようとする事業所等について、過去に省エネ診断の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による事業所全体の省エネ診断を受けた、または受けようとする者（ただし、過去1年間にエネルギー使用の実績がなく省エネ診断を受ける事が出来ない場合およびファイナンスリースまたはオンサイトPPAにより太陽光発電設備等を導入する場合はこの限りでない。）であつて、次のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 滋賀県内に事業所等を有する中小企業者等</p> <p>(2) ファイナンスリースにより(1)に太陽光発電設備等を設置するリース事業者</p> <p>(3) オンサイトPPAにより(1)に太陽光発電設備等を設置するPPA事業者</p> |
| その他再エネ等設備 | <p>次のいずれにも該当する者。</p> <p>(1) 滋賀県内に事業所等を有する中小企業者等</p> <p>(2) 補助対象事業を実施しようとする事業所等について、過去に省エネ診断の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による事業所全体の省エネ診断を受けた、または受けようとする者（ただし、過去1年間にエネルギー使用の実績がなく省エネ診断を受ける事が出来ない場合はこの限りでない。）</p> |

別表5 補助限度額（別表2関係）

| 対象設備 | 補助限度額 | |
|--------------|---|--|
| | 中小企業者等 ^{※1} | 指定避難所等 ^{※1} |
| 省エネ設備 | 以下のいずれか小さい額 (1)200万円 (2)補助対象事業による事業所全体のエネルギー使用量(別表6に掲げるエネルギー種別ごとの換算係数を使用して算出したもの)の削減量(GJ)に1万円を乗じて得た額。 | |
| 太陽光発電+蓄電池 | 発電出力1kWあたり7万円を乗じて得た額(上限210万円(120万円 ^{※2})) | 発電出力1kWあたり10万円を乗じて得た額(上限300万円(180万円 ^{※2})) |
| 太陽光発電 | 発電出力1kWあたり4万円を乗じて得た額(上限120万円) | |
| 風力発電 | 100万円 | 150万円 |
| 小水力発電 | 200万円 | 300万円 |
| バイオマス発電 | 200万円 | 300万円 |
| 太陽熱利用 | 200万円 | 300万円 |
| バイオマス熱利用 | 200万円 | 300万円 |
| 地中熱利用 | 200万円 | 300万円 |
| 下水熱利用 | 200万円 | 300万円 |
| その他熱利用 | 100万円 | 150万円 |
| バイオマス燃料製造 | 100万円 | 150万円 |
| ガスコージェネレーション | 200万円 | 300万円 |
| 燃料電池 | 200万円 | 300万円 |
| 蓄電池単体 | 蓄電容量1kWhあたり5万円を乗じて得た額(上限50万円) | 蓄電容量1kWhあたり7万円を乗じて得た額(上限75万円) |
| 次世代自動車+V2H | | 100万円 |
| V2H単体 | 10万円 | |

※1 補助対象者がPPA事業者またはリース事業者の場合、需要家をさす

※2 既設太陽光発電設備において、パワーコンディショナーに自立出力機能がなく、自立出力付きのパワーコンディショナーに更新し、蓄電池を導入する場合の限度額

別表6 エネルギー使用量算出用換算係数（別表5関係）

| エネルギーの種類 | | 単位発熱量 | | | |
|----------------------------|-------------------|-------------|------|----------|---------|
| | | 数値 | 単位 | | |
| 燃 料 お よ び 熱 | 原油（コンデンセートを除く。） | | 38.3 | GJ/kl | |
| | 原油のうちコンデンセート（NGL） | | 34.8 | GJ/kl | |
| | ガソリン | | 33.4 | GJ/kl | |
| | ナフサ | | 33.3 | GJ/kl | |
| | 灯油 | | 36.5 | GJ/kl | |
| | 軽油 | | 38.0 | GJ/kl | |
| | A重油 | | 38.9 | GJ/kl | |
| | B・C重油 | | 41.8 | GJ/kl | |
| | 石油アスファルト | | 40.0 | GJ/t | |
| | 石油コークス | | 34.1 | GJ/t | |
| | 石油ガス | 液化石油ガス（LPG） | | 50.1 | GJ/t |
| | | 石油系炭化水素ガス | | 46.1 | GJ/千 m3 |
| | 可燃性 天然ガス | 液化天然ガス（LNG） | | 54.7 | GJ/t |
| | | その他可燃性天然ガス | | 38.4 | GJ/千 m3 |
| | 輸入原料炭 | | 28.7 | GJ/t | |
| | コークス用原料炭 | | 28.9 | GJ/t | |
| | 吹込用原料炭 | | 28.3 | GJ/t | |
| | 輸入一般炭 | | 26.1 | GJ/t | |
| | 国産一般炭 | | 24.2 | GJ/t | |
| | 輸入無煙炭 | | 27.8 | GJ/t | |
| | 石炭コークス | | 29.0 | GJ/t | |
| | コールタール | | 37.3 | GJ/t | |
| | コークス炉ガス | | 18.4 | GJ/千 m3 | |
| | 高炉ガス | | 3.23 | GJ/千 m3 | |
| | 発電用高炉ガス | | 3.45 | GJ/千 m3 | |
| | 転炉ガス | | 7.53 | GJ/千 m3 | |
| | その他の燃料 | 都市ガス | 45.0 | GJ/千 m3 | |
| | 産業用蒸気 | | 1.17 | GJ/GJ | |
| | 産業用以外の蒸気 | | 1.19 | GJ/GJ | |
| | 温水 | | 1.19 | GJ/GJ | |
| | 冷水 | | 1.19 | GJ/GJ | |
| | 電 気 | | 8.64 | GJ/千 kWh | |

別表 7 (第 5 条関係)

| | |
|---|---|
| <p>PPA、またはファイナンスリースにて事業を行う事業者が、交付申請時に交付申請書(様式第 1-2 号)と併せて提出する書類</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書(様式第 1-2 号別紙 1) (2) 収支予算書(様式第 1-2 号別紙 2) (3) 誓約書(様式第 1-2 号別紙 3) (4) 滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書(様式第 1-2 号別紙 4) (5) 設備設置承諾書(様式第 1-2 号別紙 5) (6) 申請者の登記証明書(履歴事項全部証明書) (7) 申請者に関する資料 (8) 事業実施場所に関する資料 (9) 設備に関する資料 (10) 経費の根拠資料 (11) 交付申請チェックシート (12) その他支援プラザが必要と認める書類 |
|---|---|

別表 8 (第 9 条関係)

| | |
|--|--|
| <p>PPA、またはファイナンスリースにて事業を行う事業者が、実績報告時に実績報告書(兼 交付請求書)(様式第 6-2 号)と併せて提出する書類</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業報告書(様式第 6-2 号別紙 1) (2) 収支決算書(様式第 6-2 号別紙 2) (3) 事業の実施状況がわかる写真 (4) 支出証拠書類の写し (5) 工事証明書(様式第 6 号別紙 2) (6) 取得財産等管理台帳(様式第 9 号) (7) 実績報告チェックシート (8) その他支援プラザが必要と認める書類 |
|--|--|